

川西市行財政改革大綱

(平成25年度～平成34年度)

平成25年3月

川西市

I 行財政改革の必要性

1 これまでの行財政改革の取組み

本市では、これまでも昭和 60 年度に「第 1 次川西市行政改革大綱」を定め、計画的に取り組んできました。

とりわけ、平成 7 年度からは、社会経済情勢の変化に的確に対応するとともに、地方分権の時代を視野に入れた、迅速、かつ笑顔あふれる、さらに、市民に満足される行政サービスを総合的に展開するため、「行政 SR 作戦」と銘打って、より一層徹底した改革を進めました。

また、行政 SR 作戦推進委員会からの提言を踏まえながら、「行政 SR 大綱」を策定し、着実な実現を図るため、同委員会にも定期的な報告を行うとともに、段階に応じた意見や助言を得ながら進めてきたところです。

平成 13 年度には、行政 SR 作戦の理念を継承し、これまでの取組みを継続することで、行財政状況の改善を図りつつ、次の時代にあるべき体制を整備するために「第 2 次行政 SR 大綱」を策定しました。

しかしながら、第 4 次総合計画の実現及び財政収支計画との整合性を図るため、さらなる改革を進める必要があったことから、10 ヶ年の財源不足を視野に入れつつ、当面 19 年度までの 5 ヶ年を重点推進期間とした「新行政 SR 大綱」を平成 14 年 12 月に策定しました。

その後、平成 20 年度からスタートする後期基本計画の策定に合わせて、平成 24 年度までを計画期間とする行財政改革推進計画を策定し、その実現を目指して取り組んでいます。

さらに、平成 25 年度からは、これからの 10 年のまちづくりの方向性を示す第 5 次総合計画がスタートします。

この総合計画が、絵に描いた餅になることなく、着実に実現しうるよう、新たな川西市行財政改革大綱をここに策定するものです。

行政 SR 作戦とは、本市の行財政改革（平成 6～19 年度）で、「行政課題や日常業務を迅速（Speedy）に、市民の笑顔（Smile）があふれるような、満足（Satisfaction）度の高い行政を確立するために、行政全般を見直す（Research）作戦」のこと。

参考「行財政改革のあゆみ」

| | |
|--------------|--|
| 昭和 60～62 年度 | 第 1 次川西市行政改革大綱 |
| 昭和 63 | 第 2 次川西市行政改革大綱 |
| ～平成 2 年度 | |
| 平成 3 年度～ | 実施計画、組織・定数、予算の査定段階で、行政改革の理念を反映 |
| 平成 6 年 10 月 | 行政 SR 作戦スタート |
| 平成 7 年 12 月 | 川西市行政 SR 大綱策定(計画期間：平成 8～10 年度) |
| 平成 8 年 3 月 | 川西市行政 SR 作戦大綱具体的推進項目及び項目別数値目標策定(計画期間：平成 8～12 年度) |
| 平成 13 年 9 月 | 川西市第 2 次行政 SR 大綱策定(計画期間：平成 13～14 年度) |
| 平成 14 年 8 月 | 川西市行政 SR 作戦審議会設置 |
| 平成 14 年 8 月 | 川西市における行財政改革に係る今後のあり方について(諮問) |
| 平成 14 年 12 月 | 川西市における行財政改革に係る今後のあり方について(答申) |
| 平成 14 年 12 月 | 川西市新行政 SR 大綱策定(計画期間：平成 15～24 年度) |
| 平成 15 年 3 月 | 川西市新行政 SR 大綱行動計画策定(重点推進期間：平成 15～19 年度) |
| 平成 18 年 3 月 | ホームページにおいて大綱、行動計画、定員管理計画等を公表 |
| 平成 19 年 3 月 | 川西市行政 SR 作戦審議会廃止 |
| 平成 19 年 7 月 | 川西市行財政改革審議会設置 川西市行財政改革のあり方について(諮問) |
| 平成 19 年 10 月 | 川西市行財政改革のあり方について(答申) |
| 平成 20 年 2 月 | 川西市行財政改革推進計画策定(計画期間：平成 20～24 年度) |
| 平成 24 年 6 月 | 川西市行財政改革のあり方について(諮問) |
| 平成 24 年 8 月 | 川西市行財政改革のあり方について(答申) |

2 行財政運営の現状と課題

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を契機として、地震災害等に備えた危機管理体制の強化が求められるなど、安全・安心に対する行政施策の必要性が高まっています。

また、地球環境の保全是、国や自治体を問わず喫緊の行政課題であり、資源やエネルギーの消費抑制など、環境に配慮した地域づくりの実現をめざし、地域の優れた自然環境の保全を図るとともに、未来のこどもたちにより良い環境を引き継いでいくことが求められています。

このように、わが国全体を取り巻く状況に加えて、本市は、昭和 40 年代に、民間の大規模住宅団地の開発によって急成長した特性を持つことから、

約 40 年を経過した現在、当該団地を中心として急速に高齢化が進んでおり、今後 10 年間の人口推計においても、人口減少と人口構造の高齢化がさらに進むものと予測しています。

こうした中、今後のまちづくりを進めるにあたっては、かつてのように人口やそれに伴う税収などについて、成長を前提とした政策展開からの大きな転換を図る必要があります。

そのため、引き続き、社会情勢や市民ニーズに適合した切れ目のない行財政改革を、これまで以上に進めていかなければなりません。

Ⅱ 行財政改革の基本的な考え方

1 改革がめざすもの

行財政改革を進めるにあたっては、従来から進めてきた観点からの不断の取り組みが求められることは言うまでもありませんが、単に減量をめざした改革にとどまらず、市の持続的な発展に資する施策に対する重点的な投資や、参画と協働を基本とした市民と行政の役割分担のあり方など、地域全体の経営という観点からも思い切った見直しを進め、第 5 次総合計画のめざす都市像である「**であい ふれあい ささえあい 輝きつなぐまち**」の実現をめざす必要があります。

2 4本の柱

- (1) 参画と協働のまちづくりの推進
- (2) 革新し続ける行政経営の推進
- (3) 持続可能な財政基盤の確立
- (4) 機動的な組織体制の構築と人材の育成

3 位置づけと計画期間

(1) 位置づけ

行財政改革大綱は、今後の本市の行財政改革の基本的方向や考え方を示す指針となるものです。

改革の実施にあたっては、本大綱に基づき、年次計画としての実行計画を策定し、計画的に取り組んでいくものとします。

(2) 計画期間

大綱の計画期間は、平成 25 年度を起点として平成 34 年度までの 10 カ年とします。

なお、実行計画については、平成 25 年度から平成 29 年度までを前期実行計画、平成 30 年度から平成 34 年度までを後期実行計画とします。後期実行計画については、社会経済環境の変化や前期実行計画の進捗状況等を踏まえ、改めて策定します。

実行計画については、諸状況の変化を踏まえ、毎年度改定します。

Ⅲ 行財政改革の内容

1 参画と協働のまちづくりの推進

(1) 参画と協働の仕組みの構築

「川西市参画と協働のまちづくり推進条例」に基づき、新しい公共の担い手として期待される市民・市民公益活動団体・事業者等が行う市民公益活動を積極的に支援するなど、協働による効果的な事業推進のための環境づくりを進めていきます。また、地域住民が主体的に地域課題の解決にあたるため、一定の権限や財源を地域へ移譲する「地域分権制度」の確立に向けて、協働推進体制の充実と強化を図り、多様なまちづくりの主体が地域社会のめざすべき方向や果たすべき役割について共通認識を持ち、適切な役割分担の下で、個性的で魅力的なまちづくりができるよう支援していきます。

(2) 補助金のあり方

補助金については、目的や必要性、成果などを精査するとともに、定期的な見直しを行うなど、適正かつ効果的な運用を図ります。

2 革新し続ける行政経営の推進

(1) 民間の活用

民間において提供することが可能なサービスや、民間に任せることが効率的・効果的な業務を洗い出し、積極的に民営化の検討を進めます。しかし、単に民間にできることを民間に任すというだけではなく、協働による効果的な課題の解決が期待できる事業手法についても検討を進めていきます。

(2) ICT 技術の活用

事務処理の効率化、迅速化を図るため、さらなる活用方法等を研究していきます。

また、利用する市民の視点に立った ICT の推進に向け、人材の育成を進めていきます。

ICT (Information and Communication Technology) とは、情報・通信に関連する技術一般の総称である。ICT は、多くの場合「情報通信技術」と和訳される。IT (Information Technology) の「情報」に加えて「コミュニケーション」(共同) 性が具体的に表現されている点に特徴がある。

(3) 組織力の強化

行政経営品質向上プログラムの基本理念に基づき、卓越した経営 (エクセレントガバナンス) をめざして、市民視点、独自性、職員意識、地域社会との調和の 4 つの観点から組織の体質改善を図ります。

行政経営品質向上プログラムとは、日本経営品質賞の考え方をういて、事業環境や市場の変化に即応しながら、卓越した業績を生み出す経営革新を実現する体質を作り上げるための基本的な考え方やその施策のことを「経営品質向上プログラム」といい、こうした民間企業のプログラムの考え方を行政版に置き換えたもののことをいう。

(4) 環境への配慮

市環境率先行動計画に基づき、資源やエネルギーの消費抑制などを図るとともに、太陽光などの自然エネルギーを活用した環境に配慮した施設の整備・維持管理を検討していきます。

3 持続可能な財政基盤の確立

(1) 効率的で効果的な行政サービスの提供

経費削減を一義的に捉えるのではなく、必要な事業への投資や民間資金の活用など、バランスのとれた質の高い、効率的で効果的な行政サービスを提供していきます。

(2) 歳入の確保

減少する市税収入に対応すべく、市が保有する債権について、最大限確保できるよう、体制の充実を図ります。

また、公共施設を利用した広告料収入など税外収入の確保に努めます。

(3) 広域行政の推進

広域的な行政課題や市民ニーズの動向を見極めながら、投資や維持に多大な費用を要するものについては、関係市町との連携を視野に入れた検討を進めていきます。

(4) 外郭団体等の運営の適正化

外郭団体等の自主的・自立的な運営の前提として経営や収支の状況を公開するなど、経営のより一層の透明化を図るとともに、その存在意義や経営状態についての細かな検証を行い、運営の適正化を図っていきます。

また、市立川西病院については、経営の健全化を図り、あり方を検討していきます。

(5) 公有財産等の長寿命化と有効活用

将来にわたって必要となる公共施設等については、計画的な維持管理や改修を行うなど、長寿命化を図ります。また、既存の公共建築物については、市民や地域のニーズ、近隣市町との広域的利用の状況などの観点から総合的に検証し、転用や統廃合も視野に入れた活用を進めていきます。

4 機動的な組織体制の構築と人材の育成

(1) 定員管理等の適正化と機動的な組織編成

財政的な視点のみから人員の削減を考えるのではなく、サービスの質と量を見極めながら、民間委託の推進や事務事業の見直しを徹底し、業務に応じた適正な定員管理を行います。また、業務内容や業務量を検証し、行政組織や事務分掌等の見直しを図りながら、最少の経費で最大の効果を挙げるとともに、時代の変化や市民ニーズに即応しうる組織編成を行います。

(2) 人材育成の推進

地方分権改革の進展や市民ニーズの多様化に伴い、職員に柔軟な発想や政策形成能力など職務遂行能力の向上が求められていることから、人材育成基本方針に基づいた採用・開発・発揮・評価の4つの視点をトータルで捉えた人事管理を行い、人材の育成を基本とした人事評価制度を確立します。

この冊子は市役所内で印刷しています